

市民後見人No.26

(旧「市民後見人・品川」会報、通巻No.36)

発行／特定非営利活動法人 市民後見人の会
東京都品川区小山 5-16-9 睦荘 101 号室

TEL : 03-3786-6321 (通話専用です／事務所不在時は、転送電話になり対応します)

FAX : 03-3786-6326 (24時間ファックス対応専用です)

MAIL : info@shimin-kouken.net ホームページ : <http://www.shimin-kouken.net/>

■ 後見人受任数 5 人に、 さらに候補者予定者として 1 件 ■

4月に入り東京家裁から本会にとっては、5件目となる後見人受任決定の連絡がありました。さらに14日、品川後見センターから新たに1件、後見人候補になれるかどうかの打診を求められ、了承しました。

今後益々、後見人受任数は増加すると見込まれます。養成講座やビデオ上映会を通して学んできたことを実践の場で活かすためには、様々な試行錯誤があると思われませんが、力を合わせて頑張りましょう。

■ 平成 21 年度第2回定期総会を開催 ■

4月3日、ウェルカムセンター原（東京都品川区西大井2-5-21）に、会員総数94人中54人（書面提出者を含む）が出席、第1号議案の平成22年度事業計画、第2号議案の平成22年度収支予算をそれぞれ原案通り可決しました。

今年度の主な活動内容について、①後見人受任数を年度内に10人程度まで増やす②生活支援サービスの従事者を品川区外会員から募りたい③市民後見人養成講座は、年1回以上開く④ビデオ上映会は、年5回以上開くことなどが、執行部から明らかにされました。

■ 22 年度会費をお納めください ■

平成22年度の年会費（3000円）を未納の方は、至急、「みずほ銀行荏原支店 普通口座 1086153 特定非営利活動法人市民後見人の会（トク化イリカド ヲウケンシヨウケンカイ）」をご利用ください。

■ 事務局からのお願い ■

前号でお知らせしたように当会事務局のあった品川区小山の睦荘の取り壊し計画により、3月末で事務局を撤収しました。当分の間、住所変更は行いませんが、郵便物は事務担当者の手元に確実に届くようにしてあります。電話番号も変えずに担当理事へ転送され、そこから各事務担当者に手配されるシステムにしました。また、面談が必要な実務については、理事の古賀忠壹が毎週水曜日に品川区後見センターに詰め、正午からと16時からの約1時間、同センター内で対応します。こうした形を順次拡大して、事務所がない欠陥を補いたいと考えていますのでご協力下さい。

(文責・古賀) 止